

第28回仙台市地域公共交通会議 議事録

日時：令和7年2月3日（月）14時00分～16時30分

場所：青葉区役所7階第1・2会議室

出席委員：水谷会長、泊委員、齋藤委員、佐々木委員、真壁委員、脇田委員、木村委員、
板垣委員、関澤委員、千葉委員

代理出席：三浦委員（代理 東浦担当課長）

欠席委員：市川委員、阿部委員、河西委員

事務局出席者：地域交通推進課 井藤課長、利根川主幹兼係長、早坂係長、小林主査、
中道主査、高橋主査、伊藤主任、梅内主任、及川技師、
池田主事、鎌田技師

出席者：大和町まちづくり政策課 遠藤課長、菅野係長

【開会】

（事務局）

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、「第28回仙台市地域公共交通会議」を開会いたします。

本日、進行を務めさせていただきます、仙台市都市整備局地域交通推進課の伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、配付資料の確認をいたします。

<配布資料の確認>

【あいさつ】

（事務局）

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

会議の開催にあたり当会議の会長であります、仙台市都市整備局総合交通政策部長の水谷よりご挨拶申し上げます。

（水谷会長）

ただ今ご紹介に預かりました総合交通政策部長の水谷でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、今年度最後を予定しております当交通会議へご出席いただき誠にありがとうございます。また、皆さまには日頃より公共交通、地域交通の運行に際し、ご理解とご支援いただいておりますこと感謝申し上げます。

前回の交通会議では、郡山・八本松地区の試験運行開始に関してご承認いただいております、

昨年11月から運行を開始しております。また、その他地域交通試験運行実施地区に関しましても、来年度も継続して運行することとしており、本日はこれまでの利用状況や今後の運行内容に関する変更点を中心に説明し、ご審議いただきます。

また、その他当交通会議設置要綱の一部改正及び運賃協議分科会の制定に関する審議や大和町町民バスのルート延伸に関する審議も含まれております。

本日の審議件数は多くなっておりますが、限られた時間の中、忌憚のないご意見をいただきながら進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

続きまして、当交通会議委員の宮城県交通産業労働組合協議会 山田俊徳委員におかれましては、同協議会内における令和6年11月30日付での人事異動により、当交通会議委員としての変更が必要となったことから、令和7年1月7日付で当交通会議委員の委嘱変更手続きを行っております。委員変更にあたっては、同協議会からの推薦に基づき、新たに市川拓海委員へ委嘱完了をしておりますことをご報告させていただきます。なお、本日、市川委員は都合により欠席となっております。

また、議事の進行につきましては、当交通会議設置要綱第6条の規定により会長が議長になることとされておりますので、これより水谷会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは会長よろしくお願いたします。

【会議の成立確認・議事録署名人指名・公開の決定】

(水谷会長)

本日は、委員14名中、欠席者が3名、代理出席者が1名ということで、計11名の委員の皆さんにご出席いただき、当交通会議設置要綱に定める定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名人をご指名させていただきます。議事録署名人は名簿順の持ち回りとなっております、議事録作成後にご署名をいただくこととなっております。今回は、佐々木悦子委員に、議事録署名人をお願いいたします。

<佐々木委員 了承>

(水谷会長)

次に、会議の公開・非公開について確認させていただきます。

本会議については、原則公開とし、特定の個人を識別し得る情報等を取り扱う場合に必要に応じて非公開とすることによろしいでしょうか。

<一同了承>

(水谷会長)

また、審議事項に関すること以外で委員の皆さまからご意見等ございましたら、審議終了後の次第「4. その他」においてご発言いただきたいと思いますと考えております。

【審議事項について】

(水谷会長)

それでは審議事項に移ります。

本日は議案数が多いということもございまして、第2号議案から第5号議案の試験運行に関する議案については、既に運行を開始している地区に関する説明になりますので、はじめに事務局より各議案を続けてご説明させていただき、最後に、委員の皆さまに一括でご審議いただく形で進行させていただきたいと思っております。

<一同了承>

【審議事項：第1号議案「生出地区地域交通実証運行事業の実施について」】

(水谷会長)

それでは第1号議案、「生出地区地域交通実証運行事業の実施について」でございます。この議案は、生出地区交通検討会の山田会長より付議依頼があったものでございます。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局より説明>

(水谷会長)

ただ今、事務局より説明のありました生出地区地域交通実証運行事業の実施について、ご意見等がありますでしょうか。

(木村委員)

バス協会の木村です。説明資料の8ページ目、実証運行の収支計画について、事業計画書では利用者人数を1,284人と算出されておりますが、収支計画上では一般運賃から70歳以上の合計を出しますと、1,217人にしかならず、市補助の利用人数1,270人という数字と、回数券による運賃収入が9人となっておりますが、令和5年11月から令和6年10月の12ヶ月間の利用実績の合計値での算出として数字が合わないため、ご説明をお願いいたします。

(水谷会長)

このことについて、事務局から回答をお願いします。

(事務局)

至急内容を確認いたしますので、後程ご説明させていただく形でもよろしいでしょうか。

(水谷会長)

それでは、他にご質問等ありますでしょうか。

第1号議案の承認については、後ほど事務局からの回答後にご判断いただくということで、先に第2号議案から第5号議案の審議に移ってもよろしいでしょうか。

<一同了承>

【審議事項：第2号議案「六郷東部地区地域交通試験運行Ⅱ事業の実施について」】

【審議事項：第3号議案「岡田・鶴巻地区地域交通試験運行Ⅱ事業の実施について」】

【審議事項：第4号議案「田子・余目地区地域交通試験運行Ⅰ（2回目）事業の実施について」】

【審議事項：第5号議案「郡山・八本松地区地域交通試験運行Ⅰ（2回目）事業の実施について」】

(水谷会長)

第2号議案、「六郷東部地区地域交通試験運行Ⅱ事業の実施について」です。この議案は、六郷東部地区地域交通検討会の小野会長より付議依頼があったものでございます。

第3号議案、「岡田・鶴巻地区地域交通試験運行Ⅱ事業の実施について」です。この議案は、岡田・鶴巻地区地域交通検討会の遠藤会長より付議依頼があったものでございます。

第4号議案、「田子・余目地区地域交通試験運行Ⅰ（2回目）事業の実施について」です。この議案は、田子・余目地区地域交通検討会の川名会長より付議依頼があったものでございます。

第5号議案、「郡山・八本松地区地域交通試験運行Ⅰ（2回目）事業の実施について」です。こちらの議案は、郡山・八本松地区地域交通検討会の庄子会長より付議依頼があったものでございます。

いずれも、令和7年4月からの試験運行に関する内容でございます。事務局から説明をお願いします。

<事務局より順次説明>

(水谷会長)

ありがとうございます。これから審議に入りますが、その前に、先ほど木村委員からご指摘がありまして、第2号議案の六郷東部の説明資料12ページ目の回数券の割引制度の箇所について、七郷方面の回数券が500円券の10枚綴りで6,000円となっておりますが、正しくは600円券の10枚綴りとなりますので訂正させていただきます。

改めまして、ただ今の第2号議案から第5号議案についてご質問等ありますでしょうか。

(真壁委員)

株式会社ばとんの真壁です。ご説明ありがとうございます。

第2号議案の六郷東部地区のご説明の中で、主に小学生を対象にした路線不定期運行について、小学校の統廃合により、東六郷小学校が六郷小学校に統合されたことで、通学時の移動の足の確保が課題であった地区と認識しておりますが、路線不定期運行単体で考えた場合、収支率の目標は達成しないが、区域運行と合わせた全体収支率では7.8%に達する、といった説明であったと思います。

この場合、小学生の通学時の移動の足の確保というのは、目標収支率に達していなくともニーズが非常に高いため実施をするという判断に至るのか、実施するとした根拠の部分をお聞かせいただければと思います。どの程度の小学生が地域交通を必要としているのか、今後、仙台市内の小学校の統廃合は、今後もどこかの地区では同じようなことが想定されると思いますが、その際には、六郷東部地区同様に伝えていく可能性があるのか、この六郷東部地区がある意味でモデルケースとなり他地区へ広がりを見せていくのか、というところも気になりましたので、六郷東部地区に導入するきっかけとなった根拠についてお聞かせください。

(水谷会長)

事務局から回答をお願いします。

(事務局)

仙台市地域交通乗り乗り事業における試験運行Ⅱの目標収支率が7.5%ですが、令和7年度の事業計画書上の六郷東部地区の合算の収支率は7.8%のため、事業全体として7.5%をクリアできる見込みとなっております。しかし、その先の実証運行や本格運行を見据えたときに、目標となる収支率10%には現時点で届いておりません。令和7年度の運行は、これまで実施した利用者へのアンケート、意見交換会等での要望をふまえ、一部運行内容を見直し、「くろしお」の下校時の出発時間を30分早めた設定や、その他児童の待機場所の確保の観点から、児童館や近くの商店を新たに設定する等、収支率10%以上を達成できるように利用促進を図りながら利用を伸ばしていければと考えています。また、今回ダイヤや停留所を見直した試験運行Ⅱを実施する中で、実際にどの程度利用が伸びてくるのかは、試験運行Ⅱの中で確認していきます。

なお、試験運行Ⅱを実施した結果、収支率10%の達成が困難となる場合には、運行内容の見直しの他、協賛金等の新たな財源の確保等を検討会で適切に判断しながら進めていく必要があると考えています。

(真壁委員)

ありがとうございます。現時点では小学生の登下校の部分の責任は少なからず保護者にもあるものと思いますが、社会情勢の変化とともに、小学校の統廃合が進む等、その登下校の責任が学校側に移ってくる可能性があるのか個人に気になっており、そうした状況にお

ける地域交通の行く末にも興味があるので、この地域交通にはすごく期待をしながら見守っていきたいと思います。

(事務局)

先ほどの回答の補足になります。旧東六郷小学校区の生徒としては、現在約 20 名います。

地域の意向として、小学生の足を確保したいということで地域交通を導入しておりますが、本市の乗り乗り事業自体、小学生の通学支援に関する制度ではないので、地域交通を維持していくためにも収支率 10%を目標に地域での利用促進を図っていくしかないと思います。

そのため、今後の課題として、小学生向けに対して地域交通を維持していくためにどうするのかという部分は継続して考えていく必要があります。

一方、小学校が統廃合された地域で通学距離が遠い地域につきましては、教育局におけるスクールバスや通学費補助といった支援制度もありますので、今後教育局とも協議してまいります。この地域の意向として児童の移動の足を確保したいという部分についてこの事業の中で検討しているところです。補足は以上です。

(齋藤委員)

基本的に私は活動母体が町内会のため、町内会目線では地域交通の運行は本当にありがたいことですが、それを前提として意見がございます。

個人的な見解として、地域交通が導入されている地域は、試験運行だとしてももっと地域が金銭的に負担してもいいのではと考えています。例えば、リーフレット代やポスター代等に要する経費については、各町内会でも各々資金を持っておりますので、町内会で負担すればいい話だと思います。各戸配布する際も町内会の回覧版を活用すれば済むことです。私の町内会で言えば 900 世帯の町内会で、各戸配布、かつ、回覧板も出しています。そういったことも含め、2~3 人の子供のために地域交通を行うのであれば、もっと地域に負担させることも含めて調整するべきだと思います。どの地区も、リーフレット代やポスター代等のその他経費について必ず 30 万円を見込んでいますが、実際にそこまで必要なのかと感じています。また、予測で利用者数が 15%程度増えるということにも疑問があります。民間目線であれば、地域交通の利用は減少傾向として考え、最悪の事態を想定するところから考えていくものだと思います。一市民として考えた時に、もう少し厳しく考えていくことも必要で、試験運行以降の結果次第では、駄目なものは駄目というように、はっきり言っていたきたい。そうしないと、今後も地域交通の実施地区は際限なく増えていくと思いますし、この甘いやり方は、私はよくないと思います。地域にもっとお金を出させてください。学校でも、防犯協会や交通安全協会等の各種団体でもそれなりの資金はあると思いますので、その他経費の部分などの地域との負担割合に関しては今後、検討していただければと思います。ただし、この事業自体は地域のためにやっていただいていることから、私は当然賛成しますし、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

(水谷会長)

ありがとうございます。今の件について、事務局から何か回答はありますか。

(事務局)

忌憚のないご意見ありがとうございます。改めまして地域交通推進課の井藤と申します。

ただ今いただきましたご意見含め、今後地域とどのようにやっていくかというところにつきましては、今年度地域交通ワーキングを立ち上げさせていただきましたので、その中で引き続き、議論させていただければと思います。しっかりと先ほどの意見も踏まえ、対応して参りたいと考えておりますので、少し至らない点もありますが、ご支援いただければと思います。

なお、15%の利用者数の増加見込みというところで予算を立てている地区もありますが、1年を通して終わった後、新年度初回の地域公共交通会議の際に、利用状況や収支状況について改めてご報告させていただきます。

(佐々木委員)

仙台・みやぎ消費者支援ネットの佐々木です。第2号議案についてお聞きします。実証運行の目標収支率が10%ですが、試験運行Ⅱ時点の収支率が7.8%であることについて、この状況をどのように地域交通検討会が受け止め、その経過等について、地域の皆さんがどのように考えていくのかという部分でもありますが、各段階での目標とする収支率が異なりますが、この違いについて教えていただけますでしょうか。

それからお願いがあります。会議資料を作成していただき非常に感謝しておりますが、各項目の目標値と実績値、これを一覧にした図表といった資料があるとありがたいです。

(水谷会長)

ありがとうございます。事務局より回答をお願いします。

(事務局)

最後にお話いただきました目標値と実績値の一覧図表につきましては、今回は用意しておりませんが、次回以降わかりやすい形で準備するように検討させていただきます。

もう1点、収支率の目標値が各々地区ごとで違う点について、本市の地域交通乗り乗り事業に関して、人口集中地区とそれ以外の地区で、各々目標値が異なっています。本日の説明もそれらを基に説明させていただいておりますが、人口集中地区ですと、田子・余目地区、郡山・八本松地区に関しては、本格運行と実証運行の目標は20%、試験運行Ⅱの目標が15%になっており、今回の説明の中で15%や20%という数字が出ております。

それ以外の地区に関しては、やはり人口が少ない地区というところですので、利用者はそれほど多くないと想定されることから収支率の目標値が下がっています。今回で言えば六郷東部地区、岡田・鶴巻地区等に関しては、本格運行、実証運行における収支率の目標値は

10%としております。

なお、六郷東部地区だけ考え方が異なるのは、地区内に2種類の地域交通を導入しており、合算した収支率での算定のため、片方だけで考えると収支率は落ちてしまい試験運行Ⅱの目標値には足りないものの、合算では7.5%を超えているという形になります。

また、六郷東部地区の目標値について、片方が少し下回っているという状況で、今後地域の方とどのように検討を進めていくのかというご意見につきましては、毎月開催される検討会で情報共有しておりまして、最終的に10%の収支率を達成するために、例えば乗車体験会等の企画や、その他利用者の声を広報紙に掲載し、口コミ等でさらに利用者を増やしていくための取り組みが肝心であり、そうした中で、新たな利用者を創出していこうとしているところです。来年度、試験運行Ⅱを実施し、やはり収支率10%の達成が困難な状況になる際には、乗降ポイントや停留所の見直しや、運行便数、運賃等の運行計画の見直しをさせていただくほか、協賛金や寄付金といった他の財源の確保ということも検討しながら総合的に判断して事業計画を見直していく必要があるものと考えております。

(水谷会長)

そのほか何かご質問等ありますでしょうか。

(泊委員)

ご説明ありがとうございます。このように議案を横並びで比較したときに、各運行経費の単価にばらつきがありますが、適正な価格としてはどのように判断しているのでしょうか。

もう一点、第3号議案の岡田・鶴巻地区の説明資料10ページ目の追走便の計算について、数量ゼロとして計上されていないものの、追走便の単価が3,040円との記載があり、通常便のセダントタイプの単価の6,080円の半額になっておりますが、この考え方を教えていただけますでしょうか。

(水谷会長)

事務局より回答をお願いします。

(事務局)

初めに、岡田・鶴巻地区の通常便と追走便の単価の考え方に関する回答になります。単価設定に関しては、運行事業者より事前に見積を徴収しております。通常便と比較して、追走便が半額になっている点については、通常便は全便概ね1時間程度の運行時間を見込んだダイヤ設定になっておりますが、追走便が発生した場合でも現状では3人以上乗ることはないという運行事業者側の見込みもあり、デマンドであることも踏まえ1~2人程度見込み、概ね半分程度の運行時間で実施可能と判断いただいたため、金額も半額となっております。

もう1点の、運賃や運行経費の妥当性について、一般的に運行経費は各地区の運行事業者毎に単価が異なっておりますが、基本的にタクシーの走行距離や運行時間によるブロック

単価というものがあり、当該単価と比較する等の確認をしております。

(水谷会長)

その他何かご意見等ありますでしょうか。

それでは、第 2 号議案から第 5 号議案については承認ということでもよろしいでしょうか。

<一同了承>

(水谷会長)

第 1 号議案のご質問について、説明の準備はできましたでしょうか。

(事務局)

第 1 号議案について、木村委員よりご質問がありました件について回答させていただきます。説明資料の 8 ページ目をご覧ください。利用者については 1,284 人とお伝えしております (P.6 事業計画書の利用人数) が、8 ページ目の収支計画における利用人数のうち、70 歳以上・障害者等運賃 (同一エリア内) の 493 人、その下、70 歳以上・障害者等運賃 (赤石・人来田エリア⇄茂庭エリア) の 719 人、合計 1,212 人につきましては、現金でお支払いいただいた方になります。また、その下の元気乗り乗り割引への市補助 508 人、762 人、合計 1,270 人になっており、この 1,270 人と 1,212 人の差 58 人が回数券を利用した方になります。一般運賃は 200 円の区間で 3 人、500 円の区間で 2 人となっておりますが、こちらは現金での利用者数となっております。一般運賃については、その他に 9 人の方が回数券を利用して乗車されていますが、収支計画には記載しておりません。

全体の利用者については 1,284 人でしたが、このうち回数券を利用された方の人数がこの表では読み取れない状態となっていました。計画内容としては間違いではございませんので、収支計画として誤りはございません。今後、こちらについては数字関係が明確にわかるようにさせていただきます。

(水谷会長)

ありがとうございます。ただいまの説明でもよろしいでしょうか。

(木村委員)

この件について、収支計画自体に誤りはないということで、今後においても整合性がとれる資料を提示していただければと思います。

(水谷会長)

今後の資料作成において対応していただきますようよろしくお願いいたします。

第 1 号議案について、他にご意見等ありますでしょうか。

それでは、第1号議案について承認ということによろしいでしょうか。

<一同了承>

【審議事項：第6号議案「仙台市運賃協議分科会設置要綱の制定及び仙台市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について」】

(水谷会長)

続きまして、第6号議案について、仙台市運賃協議分科会設置要綱の制定及び仙台市地域公共交通会議設置要綱の一部改正になります。

当議案は、前回会議でも事前にお知らせしておりましたとおり、道路運送法の改正に伴い、当交通会議で協議してきた協議運賃について、独占禁止法上のカルテルに当たらないよう、別途協議会において協議する必要があることから、現行の当交通会議設置要綱を一部改正し、新たに運賃協議のみを取り扱う分科会の設置を次年度より予定しています。

本日の審議については、令和7年4月から施行予定の当交通会議設置要綱の一部改正及び運賃協議分科会設置要綱の制定に関する内容について、事務局の方からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

<事務局より説明>

(水谷会長)

ただ今説明のありました仙台市運賃協議分科会設置要綱の制定及び仙台市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について、何かご意見等ありますでしょうか。

(協田委員)

宮城交通株式会社の協田です。ご説明ありがとうございます。具体的な分科会のイメージとして、どこまでの情報を我々事業者は事前に教えてもらえるのか、退室のタイミングや最終的な決定内容をどの時点で教えていただけるのか等、一連の流れについて具体的に教えていただければと思います。

(事務局)

現時点で想定している分科会の流れとしては、交通会議の場でこれまで通り、運賃の内容も含む全体の事業計画内容について説明させていただき、運賃に関する協議は、交通会議後に分科会の構成員以外は退出していただいたうえで行うことになります。審議結果については、これまで通り会議後の議事録送付等とあわせて分科会で発行する会議後の証明書を送付させていただくことで、会議後の報告の形をとらせていただければと思います。

(脇田委員)

承知しました。

(水谷会長)

これまでご説明した地区に共通することとして、交通会議（審議事項）に関する事前協議をバス事業者やタクシー協会等の事業者や各管理者と行っていますが、事前協議時の資料でも運賃の設定内容を確認でき、それらの情報を把握したうえで支障がないか事前協議の回答を今後もいただくこととなります。

(事務局)

先ほどの回答に追加で補足させていただくと、交通会議の場では運賃設定に関する意見を言うことは可能ですが、運賃設定に関して協議することについては制限されます。

(水谷会長)

その他ご意見等ありますでしょうか。

(泊委員)

運賃等について確認ですが、道路運送法第9条第4項には「運賃等」と記載があり、法第9条第1項では、「運賃及び料金」と記載がありますが、今回、分科会を設置して議論しなければならないのはあくまでも「運賃及び料金」という理解でよろしいでしょうか。

運行経費に関する議論や補助金に関する議論が含まれるのか気になったので教えていただければと思います。

(事務局)

基本的には、運賃及び料金に関する事業者同士の協議が発生しないように制限することになりますので、運賃及び料金に関する協議と解釈しております。

(齋藤委員)

分科会の開催については、可能な限り1日で対応して開催していただければと思いますのでご配慮いただければと思います。

(事務局)

基本的には1日で終わるように分科会のスケジュール運用を想定しております。なお、運賃に関する運行内容の変更のみの場合には、交通会議は開催せず、分科会の開催のみになる場合も今後は想定されます。

(齋藤委員)

承知いたしました。

(事務局)

その他、仙台市ホームページへの掲載方法に関しては、地域住民等の市民にも内容を理解できる資料である必要がありますので、当交通会議で使用する詳細な資料を出すのか、又は全体概要がわかるような概要版を掲載するののかに関しては、今後内部でも検討し、対応させていただきます。

(齋藤委員)

仙台市ホームページへの掲載する資料としては、どの程度情報開示していくのが重要なことですので、是非ご検討のほどよろしく願いいたします。

(事務局)

当交通会議も今後の分科会についても、基本的には公開される会議になりますので、当該会議に関連する資料は須らく公表されます。

今後ホームページによる意見聴取により、運賃以外の事業全体に関する意見等、様々な意見が出てくることも想定されますが、あくまで運賃と料金に関する意見聴取になります。様々な意見に関する取り扱い方についても、事務局で検討しながら整理していきたいと思えます。

(水谷会長)

第6号議案について、その他ご意見等ありますでしょうか。

今後、本市法制部門の審査もありますので、若干の修正は入る可能性はございますが、本日は全体内容について承認いただき、最終的な対応を事務局に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

<一同了承>

【審議事項：第7号議案「大和町町民バス運行事業について」】

(水谷会長)

続きまして、第7号議案の「大和町町民バス運行事業について」になります。当議案は、大和町より付議依頼があったものです。本日の審議では、現在大和町で運行している大和町町民バスの令和7年4月からの運行について、仙台市域に含まれるJCHO仙台病院を停留所に加えたルート延伸及び一部ダイヤ改正等に関する運行内容の改正箇所についてご説明いただきます。それでは議案内容について説明をお願いいたします。

<大和町より説明>

(水谷会長)

ご説明ありがとうございます。第7号議案、大和町町民バス運行事業について何かご意見等ありますでしょうか。

(泊委員)

ご説明ありがとうございます。説明資料9ページの運行ダイヤの調整に関して、黄色い欄に新たなダイヤが加わっていますが、第2便の改正後、宮城大学に8時50分と記載がある理由について教えていただけますでしょうか。これは、宮城大学のバス停に到着後、JCHO 仙台病院を經由し、再度宮城大学に8時50分に到着するという意味でしょうか。

(大和町)

第2便の運行については、乗客がいた場合にJCHO 仙台病院に8時43分着のダイヤで運行し、JCHO 仙台病院到着後、再度宮城大学バス停（構内）まで戻り、次の便まで待機するものとなります。これは、運転手の休憩時間を考慮した形にもなりますが、8時50分の時点で、町民バスは宮城大学の校内にて待機をしている状態になりますので、乗客も乗れる状態となっている意味でも明記しております。

(泊委員)

JCHO 仙台病院から宮城大学の戻りの区間の乗客の輸送はないものとして理解いたしました。

(水谷会長)

その他何かご意見等ありますでしょうか。

(真壁委員)

ご説明ありがとうございます。想定利用人数について伺います。事業計画書の利用人数欄に記載されている8,793人という数字について、この中には、宮城大学からJCHO 仙台病院までの区間でどの程度の利用者を見込んでいるのでしょうか。

(大和町)

事業計画書における8,793人という利用人数については、1年間における全ての町民バス路線の利用人数を見込んでおります。宮城大学からJCHO 仙台病院への想定利用者としては、年間10人程度の利用を想定しております。その他、JCHO 仙台病院様からも、大和町にある黒川病院から当病院へ紹介したい患者さんがいるものの、大和町側からJCHO 仙台病院までの公共交通機関を利用した移動手段を考慮すると、中々紹介することも難しく、紹

介を留まった等の意見もいただいておりますので、今後病院間の移動での利用も含めると、もう少し利用者は増えるものと考えています。

(水谷会長)

その他何か意見等ありますでしょうか。それでは、第7号議案の大和町町民バス運行事業につきまして、承認ということによろしいでしょうか。

<一同了承>

(水谷会長)

それでは、第7号議案について、付議依頼内容のとおり承認することとなりました。

次に、「第4 その他」といたしまして、その他委員の皆さまから何かご意見等ありますでしょうか。

無いようですので、以上で、本日予定していた議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日は限られた時間でご審議いただき、誠にありがとうございました。会議後に議事録を作成いたしまして、議事録署名人からの署名をいただき、正式な議事録として公開いたします。次回の会議開催は、新年度4月以降を予定しておりますが、開催日、開催場所は、今後調整の上、決定することになりますので、次回の開催案内通知の際に改めてご連絡させていただきます。

以上をもちまして、第28回仙台市地域公共交通会議を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。